所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
第　１　章　名称および事務所	第　１　章　名称及び事務所
（追加）	（名称および事務所）
第 １ 条　この会は所沢小学校ＰＴＡと称し、事務所を同校内に置く	第 １ 条　所沢小学校ＰＴＡ（以下、「この会」という）は、任意加入の非営利団体であり、所沢小学校ＰＴＡと称し、事務所を同校内に置く。
第　２　章　目的および活動	第　２　章　目的および活動
（追加）	（目　的）
第 ２ 条　この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする	第 ２ 条　この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における同校に在学する全ての児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
（追加）	（活　動）
第 ３ 条　この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう	第 ３ 条　この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。
（１）　よい保護者、よい教職員となるよう努める	（削除）よい保護者、よい教職員となるよう努める。
（２）　家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する	（削除）家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する。
（３）　児童の福祉を増進し、児童の生活環境をよくする	（削除）児童の福祉を増進し、児童の生活環境をよくする。
（４）　公教育費を充実させることに努める	（削除）公教育費を充実させることに努める。
（５）　その他、本会の目的達成のため必要と認める活動をする	（削除）その他、この会の目的達成のため必要と認める活動をする。
第　３　章　方　針	第　３　章　方　針
（追加）	（方　針）
第 ４ 条　この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する	第 ４ 条　この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
（１）　児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と	（削除）児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
協力する	関と協力する。
（２） 特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行なわない	（削除）特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行なわない。
（３） この会、またはこの会の役員の名によって、公私の選挙の候補者を推薦しない	（削除）この会、またはこの会の役員の名によって、公私の選挙の候補者を推薦しない。
（４） 学校の人事、その他管理には干渉しない	（削除）学校の人事、その他管理には干渉しない。
第 ４ 章 会 員	第 ４ 章 会 員
（追加）	（会　員）
第 ５ 条 この会の会員は、所沢小学校に在学する児童の保護者、および同校に勤務する教職員とする	第 ５ 条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。
（追加）	（１）所沢小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。所沢小学校の校長および教職員。この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
	（２）この会の入会希望者は、原則として入会届を提出することにより入会することができる。
	（３）この会の退会希望者は、原則として退会届を提出することにより退会することができる。ただし、児童の卒業や転校または教職員の勤務校の異動によって会員資格を失う者は退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。
（追加）	（会　費）
第 ６ 条 この会の会員は、会費を納めるものとする 会費 １会員 前期（４～９月）１０００円　後期（１０～３月）１０００円とする	第 ６ 条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は１世帯につき年額２，０００円とする。 ただし、年度途中の退会等のいかなる場合においても返金はしない

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
	ものとする。
（追加）	（会員の義務と権利）
第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する	第 7 条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。
（追加）	（会員の帰属）
第 8 条 この会の会員は、所沢市および埼玉県ＰＴＡ連合会ならびに日本ＰＴＡの会員となる	第 8 条 この会の会員は、所沢市および埼玉県ＰＴＡ連合会ならびに日本ＰＴＡの会員となる。
第 5 章 経 理	第 5 章 経 理
（追加）	（活動経費）
第 9 条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入をもって充てる	第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。
（追加）	（経　理）
第 10 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基いて行なわれる	第 10 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。
（追加）	（決　算）
第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない	第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
（追加）	（会計年度）
第 12 条 この会の会計年度は、毎年４月１日から始まり翌年の３月３１日に終わる	第 12 条 この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。
第 6 章 役 員	第 6 章 役 員
（追加）	（役　員）

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
第 13 条 この会に（追加）次の役員をおく （１） 本部役員 会　長 １名 副会長 ３名以上（うち１名は教師とする） 会　計 ２名以上 幹　事 ４名以上（うち１名は教師とする） ただし、本部役員は合計１６名以内とする （２） 理 事 （追加） 各 支 部 ２名（うち１名は支部長または副支部長とする） 各 学 年 ２名 ひかり学級 ２名 各学年１名（主任） 育成会会長　１名 家庭教育学級長　１名 （３） 委 員 学級選出委員各学級２名以上 学年代表教員 支部選出委員(各支部会則による)	第 13 条 この会には、次の役員をおく。 （１）本部役員 会 長 １名 副会長 ３名以上（うち１名は教師とする） 会 計 ２名以上 幹 事 ４名以上（うち１名は教師とする）ただし、本部役員は合計１６名以内とする。 （２） 理 事 本部役員 各支部 ２名（うち１名は支部長または副支部長とする） （削除） 家庭教育学級学級長 １名 育成会会長 １名 学校教職員代表 各学年１名 （削除）
（追加） 第 14 条 この会に（追加）顧問若干名をおくことができる （１） 顧問は会長が委嘱する （２） 顧問は会長の諮問に応じる	（顧 問） 第 14 条 この会には、顧問を若干名おくことができる。 （１）顧問は、会長が委嘱する。 （２）顧問は、会長の諮問に応じる。

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
（追加）	（役員の選出）
第 15 条 役員の選出は、次のとおり行なわれる	第 15 条 役員の選出は、次のとおり行なわれる。
（１） （追加）本部役員（追加）は役員選考委員会によって推薦し、２月運営委員会にて審議・承認し、総会にて報告を行う	（１）本部役員および会計監査委員は、会員の中より選出される。また、本部役員および会計監査委員は役員選考委員会によって推薦し、２月理事会にて審議・承認し、総会にて報告を行なう。
（２） 支部理事は、各支部の会員の中より選出される 学年理事は、各学級から選出された委員の互選により決定される	（２）本部役員および会計監査委員に選出され、任務を遂行し、３年の任期を満了した場合、翌年度以後、この会の全ての役職を免除するものとする。 ただし、免除の対象は児童３名（在学中か在学前かを問わない）までを対象とする。また、本部役員および会計監査委員となった者は、その任期中は、この会の全ての役職を免除するものとし、役員選出の対象とならない。 ただし、本人の意思による全ての役職へ就任を妨げない。 所沢小学校後援会の会長、副会長、会計、幹事、会計監査の役員へ選出され役員となった者も同様とする。
（３） 委員は各支部、各学級から会員の互選により決定される （本部役員および各支部選出理事は、学級選出委員を兼ねないことを原則とする）	（削除）
（４） 会員から家庭教育学級長、家庭教育学級運営委員の役員を選出する場合は、各支部会員合計で６名までとする	（３）家庭教育学級学級長および家庭教育学級運営委員は、会員の中より選出される。ただし、合計６名以内とする。
（５） 本部役員及び会計監査委員に選出され、任務を遂行し、合計３年間の任期を満了した場合、翌年度以後、所沢小学校ＰＴＡの全ての役職を免除するものとする。ただし、免除の対象は、当該本部	（４）家庭教育学級学級長および家庭教育学級運営委員に選出され、任務を遂行し、２年の任期を満了した場合、翌年度以後、この会の校内ＰＴＡ役員（本部役員、家庭教育学級学級

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
役員の児童３名（児童が在学中か在学前かを問わないものとする）までを対象とする。また本部役員及び会計監査委員となったものは、その任期中は、他の所沢小学校ＰＴＡの全ての役職を免除するものとし役員選出の対象とならない。ただし、本人の意思による全ての役職へ就任を妨げない 所沢小学校後援会の会長、副会長、会計、幹事、会計監査の役員へ選出され役員となった者も同様とする	長、家庭教育学級運営委員）の全ての役職を免除するものとする。ただし、免除の対象は児童２名（在学中か在学前かを問わない）までを対象とする。 なお、校外ＰＴＡ（支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員）についての免除の対象は児童１名（在学中か在学前かを問わない）までを対象とする。 また、家庭教育学級学級長および家庭教育学級運営委員となった者は、その任期中は、この会の全ての役職を免除するものとし、役員選出の対象とならない。 ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。
（６）　所沢小学校家庭教育学級長及び家庭教育学級運営委員に選出され任務を遂行し、２年間の任期を満了した場合、翌年度以降、所沢小学校ＰＴＡの校内ＰＴＡ役員（本部役員、学年学級委員長、学年理事、学級委員、家庭教育学級学級長、運営委員）での全ての役職を免除するものとする。 ただし、免除の対象は、児童２名（在学中か在学前を問わないものとする）までを対象とする また、校外ＰＴＡ（支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員）　についての免除対象は、児童１名（在学中か在学前を問わないものとする）までを対象とする また、所沢小学校家庭教育学級長及び家庭教育学級運営委員に選出されたものは、その任期中は、所沢小学校ＰＴＡの全ての役職を免除するものとし、他の役職の選出対象とならない	（５）第１３条（２）の各支部理事は、各支部の会員の中より選出される。

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない	
（７）　第１５条（４）（５）（６）の各役員の選出及び免除規定にあたっては、各支部の役員選出対象の会員数が１０人以下の場合、各支部の規則に基づくものとし、適用外とすることができる	（６）各支部の支部長に選出され、任務を遂行し、１年の任期を満了した場合、翌年度以後、この会の校内ＰＴＡ役員（本部役員、家庭教育学級学級長、家庭教育学級運営委員）の全ての役職を免除するものとする。免除の対象は、全ての兄弟姉妹（在学中か在学前かを問わない）を対象とする。 なお、校外ＰＴＡ（支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員）の免除規定については、各支部の規則に基づくものとする。 また、各支部の支部長となった者は、その任期中は、この会の全ての役職を免除するものとし、役員選出の対象とならない。ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。 所沢小学校育成会の会長へ選出された者も同様とする。
（８）　各支部の支部長に選出され任務を遂行し、１年間の任期を満了した場合、翌年度以降、所沢小学校ＰＴＡの校内ＰＴＡ役員（本部役員、学年学級委員長、学年理事、学級委員、家庭教育学級学級長、運営委員）の役職を永久免除するものとする。免除の対象は、全ての兄弟姉妹（児童が在学中か在学前かを問わないものとする）また、各支部の支部長となったものは、その任期中、所沢小学校ＰＴＡの全ての役職を免除するものとし、他の役職の選出対象とならない 校外ＰＴＡ（支部長会会長、支部長、支部役員、育成会会長、育成会役員）の免除規定については各支部の規則に基づくもの	（７）各支部の役員選出対象の会員数が１０名以下の場合、各支部の規則に基づくものとし、本条の各役員の選出および免除規定は適用外とすることができる。

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
とする。 ただし、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない 所沢小学校育成会の会長へ選出された者も同様とする	
（追加）	（８）本条の各役員の選出について、本人の意思による再任を妨げない。なお、各役員の免除規定は再度適用されるものとする。 ただし、本条（７）に基づく場合はその限りではない。
（追加）	（役員の解任）
第 16 条 本部役員及び理事、委員、会計監査委員が次の各号に該当するときは、本部会の議決により解任することができる 当該議決は本部会において本部役員の３分の２以上が出席し、その過半数以上が（追加）当該役員の解任を可とする場合、会長がこれを解任することができる この場合、当該役員に対し、本部会で議決をする前に弁明の機会を与えなければならない （１）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき （２）役員の義務を怠る等の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき	第 16 条 本部役員および理事、（削除）会計監査委員が次の各号に該当するときは、本部会の議決により解任することができる。 当該議決は、本部会において本部役員の３分の２以上が出席し、その過半数以上が次に掲げる事由により当該役員の解任を可とする場合、会長がこれを解任することができる。 この場合、当該役員に対し、本部会で議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。 （１）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき （２）役員の義務を怠る等の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
（追加）	（役員の任務）
第 17 条 役員の任務は次のとおりとする （１） 会長は本会を代表し、各種会議を招集し、役員選考委員会、会計監査委員会を除く各種会議に出席し意見をのべることができる （２） 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行す	第 17 条 役員の任務は次のとおりとする。 （１）会長はこの会を代表し、各種会議を招集し、役員選考委員会、会計監査委員会を除く各種会議に出席し意見をのべることができる。 （２）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
る	行する。
（３）　会計は本会の会計事務を処理し、総会において報告する	（３）会計はこの会の会計事務を処理し、総会において報告する。
（４）　幹事はこの会の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、関係文書を整理保管し、会員の指示にしたがってこの会の庶務を行なう	（４）幹事はこの会の議事ならびに活動に関する重要事項を記録し、関係文書を整理保管し、（削除）この会の庶務を行なう。
（５）　理事は本部役員とともに運営委員会を構成し、各組織で立案された事業計画ならびに予算案の審議検討、総会に提出する報告書および議案書の作成、総会委任事項の処理、本部役員に欠員を生じた場合の補充、その他会長が必要と認めた事項の審議をする	（５）理事は（削除）理事会を構成し、各組織で立案された事業計画ならびに予算案の審議検討、総会に提出する報告書および議案書の作成、総会委任事項の処理、本部役員に欠員を生じた場合の補充、その他会長が必要と認めた事項の審議をする。
（６）　委員のうち学級委員は学級ＰＴＡを運営する	（削除）
（追加）	（欠　員）
第 18 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により昇格する 会長以外の本部役員に欠員が生じたときは、運営委員会の中から補充する	第 18 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により昇格する。 会長以外の本部役員に欠員が生じたときは、理事会の中から補充する。
（追加）	（任　期）
第 19 条 本部役員理事および委員の任期は１か年とする、ただし再任を妨げない （追加）補充役員の任期は前任者の残任期間とする	第 19 条 本部役員および理事（削除）の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。 なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
（追加）	（校長の権限）

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
第 20 条 校長は各種会議に出席し意見をのべることができる	第 20 条 校長は各種会議に出席し意見をのべることができる。
第 7 章 会計監査委員	第 7 章 会計監査委員
（追加）	（会計監査委員の設置）
第 21 条 この会の経理を監査するために、２名以上の監査委員を置く（追加）	第 21 条 この会の経理を監査するために、２名以上の会計監査委員を置き、うち１名を教職員とする。
（追加）	（会計監査委員の選任）
第 22 条 会計監査委員は、役員選考委員会によって推薦し、２月運営委員会にて審議・承認し、総会にて報告を行う	第 22 条 会計監査委員は、役員選考委員会によって推薦し、２月理事会にて審議・承認し、総会にて報告を行なう。
（追加）	（会計監査委員の任務）
第 23 条 会計監査委員は、会計を監査しその結果を総会に報告しなければならない	第 23 条 会計監査委員は、会計を監査しその結果を総会に報告しなければならない。
（追加）	（会計監査委員の任期）
第 24 条 会計監査委員の任期は１年とする	第 24 条 会計監査委員の任期は１年とする。
第 8 章 役員選考委員会	第 8 章 役員選考委員会
（追加）	（役員選考委員会の設置）
第 25 条（１）この会の本部役員および会計監査委員を選出するために役員選考委員会を置く （２）選考委員選出にあたっては各学年・各支部及び教師の各会員の中より互選によって決定される	第 25 条 （削除）この会の本部役員および会計監査委員を選出するために役員選考委員会を置く。 なお、選考委員選出にあたっては（削除）各支部および教師の各会員の中より互選によって決定される。
（追加）	（役員選考委員会の構成）

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
第 26 条 役員選考委員会の構成および任務は次のとおりとする （１）役員選考委員会は、本部役員代表１名 各支部代表１名、各学年代表１名、教職員代表１名、ひかり学級１名 （２）委員は互選により委員長を選出する （３）委員会は本部役員の候補者をあげ、その同意を得て運営委員会に報告する	第 26 条 役員選考委員会の構成は次のとおりとし、委員は互選により委員長を選出する。 本部役員代表　１名 各支部代表　１名 （削除） 教職員代表　１名 （削除）
（追加）	（役員選考委員会による推薦）
第 27 条 役員選考委員会は本部役員の候補者を推薦し、（追加）その氏名を２月運営委員会の約７日前（追加）に会員に通知しなければならない	第 27 条 役員選考委員会は本部役員の候補者を推薦し、その同意を得て理事会に報告する。 なお、役員選考委員会は候補者名を２月理事会の（削除）７日前までに会員に通知しなければならない。
（追加）	（役員選考委員会の任務）
第 28 条 役員選考委員は本部役員の決定と同時にその任を終わる	第 28 条 役員選考委員は本部役員の決定と同時にその任を終わる。
第 ９ 章 組織および会議	第 ９ 章 組織および会議
（追加）	（会議の組織）
第 29 条 この会の会議を総会、運営委員会、各種委員会とする	第 29 条 この会の会議は、総会、理事会（削除）とする。
（追加）	（総会の構成）
第 30 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である	第 30 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
（追加）	（定期総会および臨時総会）
第 31 条 総会は定期総会および臨時総会とする （１） 定期総会は５月もしくは６月とする	第 31 条 総会は定期総会および臨時総会とする。 （１）定期総会は５月もしくは６月とする。

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
（追加）総会は会務の報告、決算、事業計画、予算等の審議承認ならびに本部役員の報告を行う	定期総会は、会務の報告、決算、事業計画、予算等の審議承認ならびに本部役員の報告を行なう。
臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催する	臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の１０分の１以上の要求があったとき開催する。
（２）　総会の成立は委任状を含め会員の二分の一以上の出席とする	（２）総会の成立は委任状を含め会員の２分の１以上の出席とする。
（３）　総会の議事は出席者の過半数で決する	（３）総会の議事は出席者の過半数で決する。
ただし、報告書および議案書は総会の開催の約７日前（追加）に全会員に知らせておかなければならない	ただし、報告書および議案書は総会の開催の（削除）７日前までに全会員に知らせておかなければならない。
（追加）	（理事会の構成）
第 32 条 運営委員会は総会に次ぐ常時の議決機関であり隔月に開くことを原則とする。その他会長が必要と認めたときと構成員の四分の一以上の要求があったとき（追加）開催する	第 32 条 理事会は総会に次ぐ常時の議決機関であり、原則として年２回開催とする。その他、会長が必要と認めたときおよび構成員の４分の１以上の要求があったときに開催する。
なお、その任務は第１７条第５号の定めるところによる	なお、その任務は第１７条（５）の定めるところによる。
（１）運営委員会の定足数は構成員の二分の一以上とし議事は出席者の過半数をもって決する	（１）理事会の定足数は構成員の２分の１以上とし議事は出席者の過半数をもって決する。
（２）運営委員会における議事は全会員に運営委員会報告として配布する	（２）理事会における議事は全会員に理事会報告として配布する。
（３）運営委員が代理をたてる場合は、委任状を議長に提出する	（３）理事が代理をたてる場合は、委任状を議長に提出する。
（４）運営委員会は会長に申し出て傍聴することができる	（４）理事会は会長に申し出て傍聴することができる。
（５）２月運営委員会は本部役員の選出を行う	（５）２月理事会は本部役員の選出を行なう。
（６）５月運営委員会と２月運営委員会以外は、会長の判断で書面による会議にすることができる	（削除）
第 33 条 委員会はこの会の執行機関であり、必要に応じて随時全体または個別	（削除）

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
に会議を開き、運営委員会の議を経た事項の執行にあたる	
（追加）	（支部ＰＴＡの構成）
第 34 条（１）この会は、校内ＰＴＡとして学年ＰＴＡを置く 学年ＰＴＡには、学級ごとに学級ＰＴＡを置く 校外ＰＴＡとして各地区に支部ＰＴＡを置く	第 33 条 （削除）この会は、（削除）校外ＰＴＡとして各地区に支部ＰＴＡを置く。
（２）支部ＰＴＡは、地域における児童の幸福な成長をはかるための諸活動を行なう	（１）支部ＰＴＡは、地域における児童の幸福な成長をはかるための諸活動を行なう。
（３）支部（追加）組織および活動のために必要な規約は、本会の会則に反しない範囲で支部が定める	（２）支部ＰＴＡの組織および活動のために必要な規則は、この会の会則に反しない範囲で支部が定める。
（４）この会は、同一の目的をもつ育成会並びに家庭教育学級と協力して活動を行い、その活動に対し支援を行う	（３）支部ＰＴＡは、同一の目的をもつ育成会ならびに家庭教育学級と協力して活動を行い、その活動に対し支援を行なう。
第１０章 個人情報の保護	第 １０章 個人情報の保護
（追加）	（個人情報の利用目的）
第 35 条 この会は、取得した個人情報を次の目的で利用する	第 34 条 この会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。
（１） 会費の納入管理のため	（１）会費の納入管理（削除）
（２） 活動における行事等の案内、参加者の確認、傷害保険等への加入のため	（２）活動における行事等の案内、参加者の確認、傷害保険等への加入（削除）
（３） 会員からの問い合わせに対応するため	（３）会員からの問い合わせ（削除）対応（削除）
（４） 活動の企画・検討・連絡調整のため	（４）活動の企画・検討・連絡調整（削除）
（５） 役員・委員の選考・選出のため	（５）役員（削除）の選考・選出（削除）
（６） 役員名簿作成のため	（６）役員名簿作成（削除）
（追加）	（個人情報の取得）

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
第 36 条 この会は、次の個人情報を第３５条に定めた利用目的を示した上で、会員から取得する ただし、（５）（６）については役員・委員のみ取得する （１） 会員氏名 （２） 児童氏名 （３） 児童クラス （４） 会員所属支部名 （５） 会員電話番号 （６） 会員メールアドレス	第 35 条 この会は、次の個人情報を第３４条に定めた利用目的を示した上で、会員から取得する。 ただし、（５）（６）については役員（削除）のみ取得する。 （１）会員氏名 （２）児童氏名 （３）児童クラス （４）会員所属支部名 （５）会員電話番号 （６）会員メールアドレス
（追加）	（個人情報の保管）
第 37 条 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管する また、役員・委員以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないよう適切に管理を行う この会の役員・委員は個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない （１） 紙ベースの個人情報は、施錠できるロッカーで保管する （２） 電子データの個人情報は、ＵＳＢメモリ等の記録媒体に保存する （３） 暗号化等で保護し、施錠できるロッカーで保管する （４） 不正持ち出しがないよう適切に管理する	第 36 条 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管する。 また、役員（削除）以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないよう適切に管理を行なう。 この会の役員（削除）は、個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。 （１）紙ベースの個人情報は、施錠できるロッカーで保管する （２）電子データの個人情報は、ＵＳＢメモリ等の記録媒体に保存する （３）暗号化等で保護し、施錠できるロッカーで保管する （４）不正持ち出しがないよう適切に管理する
（追加）	（個人情報の提供）

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
第 38 条 この会は、第３５条に定めた目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を学校・支部へ提供する それ以外の第三者に対しては、次に掲げる場合を除き、保有する個人情報を第三者へ提供しない （１） 法令に基づく場合 （２） 人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき （３） 業務を委託する場合	第 37 条 この会は、第３４条に定めた目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を学校・支部へ提供する。 それ以外の第三者に対しては、次に掲げる場合を除き保有する個人情報を第三者へ提供しない。 （１）法令に基づく場合 （２）人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき （３）業務を委託する場合
（追加）	(個人情報の請求対応)
第 39 条 この会が保有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、この会は遅滞なく対応しなければならない （追加）請求は書面に必要事項を記入の上、この会へ申し出るものとする	第 38 条 この会が保有している個人情報については、本人から開示または訂正等の請求があった場合は、この会は遅滞なく対応しなければならない。 なお、請求は書面に必要事項を記入の上、この会へ申し出るものとする。
（追加）	(個人情報の変更)
第 40 条 会員は提供した個人情報に変更が生じた場合は、遅滞なくこの会に届け出るものとする	第 39 条 会員は提供した個人情報に変更が生じた場合は、遅滞なくこの会に届け出るものとする。
（追加）	(個人情報の廃棄)
第 41 条 この会は、保有している個人情報を利用する必要がなくなったときは遅滞なく廃棄するものとする	第 40 条 この会は、保有している個人情報を利用する必要がなくなったときは遅滞なく廃棄するものとする。
第 １１ 章 細 則	第 １１ 章 細 則
（追加）	(細　則)
第 42 条 本会の運営に関し必要な細則の制定改廃については、運営委員会の議	第 41 条 この会の運営に関し必要な細則の制定改廃については、理事会の議決

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
決を経てその結果を次期総会に報告しなければならない	を経てその結果を次期総会に報告しなければならない。
第　１　２　章　改　正	第　１２　章　改　正
（追加）	（改　正）
第 43 条　この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない また、改正案は、総会の開催の少なくとも７日前（追加）に全会員に知らせておかなければならない	第 42 条　この会則は、総会において出席者の３分の２以上の賛成がなければ改正することができない。 また、改正案は、総会の開催の（削除）７日前までに全会員に知らせておかなければならない。
第　１　３　章　付　則	第　１　３　章　付　則
（追加）	（付　則）
第 44 条　この会則は、昭和４７年２月２２日から施行する 昭和４８年５月２９日一部改正実施する 昭和５１年３月１０日一部改正実施する 昭和５４年３月１３日一部改正実施する 昭和５６年３月　５日一部改正実施する 昭和５８年３月　８日一部改正実施する 昭和５９年３月　７日一部改正実施する 平成　元年３月　７日一部改正実施する 平成　３年３月　８日一部改正実施する 平成　４年３月　６日一部改正実施する 平成　５年３月１２日一部改正実施する 平成１０年３月１３日一部改正実施する	第 43 条　この会則は、昭和４７年　２月２２日から施行する 昭和４８年　５月２９日一部改正実施する 昭和５１年　３月１０日一部改正実施する 昭和５４年　３月１３日一部改正実施する 昭和５６年　３月　５日一部改正実施する 昭和５８年　３月　８日一部改正実施する 昭和５９年　３月　７日一部改正実施する 平成　元年　３月　７日一部改正実施する 平成　３年　３月　８日一部改正実施する 平成　４年　３月　６日一部改正実施する 平成　５年　３月１２日一部改正実施する 平成１０年　３月１３日一部改正実施する

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
平成１４年６月　５日一部改正実施する	平成１４年　６月　５日一部改正実施する
平成１５年６月　４日一部改正実施する	平成１５年　６月　４日一部改正実施する
平成１８年６月　６日一部改正実施する	平成　８年　６月　６日一部改正実施する
平成２０年６月１１日一部改正実施する	平成２０年　６月１１日一部改正実施する
平成２５年５月２８日一部改正実施する	平成２５年　５月２８日一部改正実施する
平成２６年６月　５日一部改正実施する	平成２６年　６月　５日一部改正実施する
平成２９年６月　６日一部改正実施する	平成２９年　６月　６日一部改正実施する
令和　元年６月　５日一部改正実施する	令和　元年　６月　５日一部改正実施する
令和　４年６月２４日一部改正実施する	令和　４年　６月２４日一部改正実施する
（追加）	令和　７年　４月　１日一部改正実施する

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
所 沢 小 学 校 Ｐ Ｔ Ａ 細 則	所 沢 小 学 校 Ｐ Ｔ Ａ 細 則
第 1 条　この細則は所沢小学校ＰＴＡ会則４２条の規定により、この会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする	第 1 条　この細則は所沢小学校ＰＴＡ会則第４１条の規定により、この会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
第 2 条　本会の運営を緊密、より円滑にするため、必要により次の会を開くことができる	第 2 条　この会の運営を緊密、より円滑にするため、必要により次の会を開くことができる。
１　学年理事会　学年ＰＴＡのＰとＴとの理事 ２　学年委員会　学年ごとの学級選出委員と教師 ３　学年学級連絡会　全学級委員会と教師 ４　支部長会　支部ＰＴＡの支部長か、それにかわる者 ５　支部連絡会　支部役員と支部担当教師(各支部５名程度) 開催にあたっては会長の要請によるもののほかは、各構成員に於いて企画し、会長の承認を得てのち招集するものとする	（削除） （削除） （削除） １　支部長会　支部ＰＴＡの支部長か、それにかわる者 ２　支部連絡会　支部役員と支部担当教師(各支部５名程度) 開催にあたっては会長の要請によるもののほかは、各構成員に於いて企画し、会長の承認を得てのち招集するものとする。
第 3 条　後援会長はＰＴＡ会長の要請ある場合は、運営委員会に出席することができる	第 3 条　後援会会長はＰＴＡ会長の要請ある場合は、理事会に出席することができる。
第 4 条　この会に次の帳簿をおく １：会則　２：会員名簿　３：役員名簿　４：会計簿　5:各種記録簿	第 4 条　この会に次の帳簿をおく。 １：会則 ２：会員名簿 ３：役員名簿 ４：会計簿

所沢小学校ＰＴＡ会則　対照表

【改正前】	【改正後】
	５：各種記録簿
第５条　各種帳簿の閲覧は、会員の資格を有する者に限り、会長に申し出てのち行い得るものとする その際所定の用紙の交付を会長より受け、必要欄に記入の上学校選出の幹事に提出することとする	第５条　各種帳簿の閲覧は、会員の資格を有する者に限り、会長に申し出てのち行い得るものとする。 その際所定の用紙の交付を会長より受け、必要欄に記入の上本部役員に提出することとする。
第６条　この細則は、昭和４７年５月０９日から実施する 昭和４８年５月１５日一部改正実施する 昭和５１年３月１０日一部改正実施する 昭和５２年１月２６日一部改正実施する 昭和５６年３月０５日一部改正実施する 平成０元年３月０７日一部改正実施する 平成１３年３月０９日一部改正実施する 令和　４年２月１８日一部改正実施する （追加）	第６条　この細則は、昭和４７年　５月　９日から実施する 昭和４８年　５月１５日一部改正実施する 昭和５１年　３月１０日一部改正実施する 昭和５２年　１月２６日一部改正実施する 昭和５６年　３月　５日一部改正実施する 平成　元年　３月　７日一部改正実施する 平成１３年　３月　９日一部改正実施する 令和　４年　２月１８日一部改正実施する 令和　７年　４月　１日一部改正実施する